

「世界をリードするサステナブルシティ」実現に向けた戦略策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施説明書

1 件名

「世界をリードするサステナブルシティ」実現に向けた戦略策定支援業務委託

2 目的・趣旨

世界においては、産業や生活、教育など、あらゆる分野において「サステナビリティ」であることを意識した取組が進められており、先進的な取組を行う国・都市・地域については、国内外から高い評価を受けている。北九州市においても公害克服を皮切りに、環境先進都市として国内外に貢献しながら歩みを進めてきたが、その一方で、日本や世界が直面する社会課題を解決する持続可能（サステナブル）なまちづくりが、これまで以上に強く求められている。

そのため、現在の世界における「サステナビリティ」の潮流を踏まえつつ、これまで培ってきた北九州市の強みを生かしながら、「サステナブルシティ」として産業・生活・教育といった多岐にわたる分野において「世界をリード」するための戦略を策定することとした。

そうした北九州市全体で「サステナブルシティ」の実現を目指していく戦略の策定に向け、国内外の動向調査やデータ収集・分析、ステークホルダーの意見反映など、客観的な視点と幅広い業務への対応能力を持つ事業者を、「公募型プロポーザル」により受託候補者として選定するもの。

3 業務の内容

(1) 委託業務内容

仕様書（案）のとおり

なお、「仕様書（案）」は、この業務の受託候補者特定を行うためのものであり、実際の仕様書については、受託候補者との協議の上、決定する。

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年10月（予定）

(4) 予算金額（上限額）

26,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

4 応募資格

単体企業で参加するものとし、次の（１）から（７）の資格要件を全て満たすものとする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規程に該当しない者。
- （２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項に規定する有資格業者名簿に記載されている者、または、現に入札参加資格審査申請済みであり、令和７年４月に「有資格者名簿」に登載される者であること。
- （３） 北九州市から指名停止を受けている期間中でない者
- （４） 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条または第１９条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続きの申立て
- （５） 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不当な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等力説的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
 - カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - キ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （６） 総括責任者（プロジェクトマネージャー）及びクリエイティブディレクターが随時業務に携わる体制が構築でき、「３ 業務の内容」に記された業務の総合的運営が可能であること。

5 募集・審査の手順（予定）

募集・選定のスケジュールは以下のとおりとする。

- ・告知（公募）開始日 令和7年 3月26日（水）
- ・質問書の受付期間 ~令和7年 4月 4日（金）
- ・事業参加表明書受付期間 ~令和7年 4月 7日（月）
- ・提案書受付期間 ~令和7年 4月11日（金）
- ・プレゼンテーション（審査会） 令和7年 4月24日（木）午後
- ・結果公表 令和7年 4月25日（金）

※ プレゼンテーション以降の日程は都合により変更になる場合がある。

6 質問の受付及び回答

（1）質問の受付

実施説明書等に対する質問のある場合は、質問書（様式4）により行うものとする。

（2）質問の受付方法

ア 受付方法 質問書を「14問い合わせ先」へEメールにより提出し、質問書を提出した旨を電話により連絡すること。

電話及び口頭による質問は受け付けない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ直接電話で問い合わせをする。

イ 受付期間 告知開始日～令和7年4月4日（金） 17時15分まで

（3）質問の回答

ア 回答方法 令和7年4月7日（月）までに市ホームページに公表する。

イ 回答の扱い 質問の回答が実施説明書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施説明書等の内容に変更があったものとする。

7 参加表明方法

本件に参加を希望する者は、実施説明書等を熟読のうえ、以下により申し込むこと。

（1）参加表明書受付期間

告示開始日～4月7日（月） 17時15分まで

（2）申込の方法

電子メール

（3）書類の提出方法 及び 提出先

（4）の電子ファイル（データ形式：PDF）を添付すること
提出先は「14問い合わせ先」と同じ

（4）提出書類

参加表明書（様式1）

8 参加の辞退

参加表明書提出後、参加を辞退する事業者は、5に記載の提案書受付期間中に参加辞退届（様式3）を提出し、電話により提出した旨報告すること。

9 提案書

参加表明者は本件実施説明書及び別紙「仕様書（案）」に基づき提案書を作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提案書受付期間

告示開始日～令和7年4月11日（金） 17時15分まで

(2) 提出先

「14問い合わせ先」と同じ

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出書類

ア 『『世界をリードするサステナブルシティ』実現に向けた戦略策定支援業務委託』に係る提案書（様式2）

イ 会社（法人）概要 及び同種業務実績（様式2-①、2-②）

※ 同種業務実績については、概ね過去3年における国又は地方公共団体の発注における同種（戦略や総合計画等）策定に関するものをすべて記載すること。

ウ プロジェクトマネージャー実績書（様式2-③）

契約締結後に本案件のプロジェクトマネージャーとなる予定の者が、本案件と類似した契約にプロジェクトマネージャーとして携わった経験がある場合は、指定様式に概要等を記載すること。

※ 類似した契約については、過去に所属していた企業等における実績も含む。

※ ただし、概ね3年以内に完了した契約に限る。（案件が多い場合は代表的なものを記載する。）

エ クリエイティブディレクター実績書（様式2-④）

契約締結後に本案件のクリエイティブディレクターとなる予定の者が、本案件に活かされる経験や実績がある場合は、指定様式に概要等を記載すること。

※ 当該予定の者が過去に所属していた企業等における経験等も含む。

オ 業務実施体制及びスケジュール（様式2-⑤）

カ 業務の提案（様式2-⑥）

※ ただし、「別紙」として当該様式以外の資料を添付する場合は、A3判用紙6枚以内とし、横書き、左綴りを基本とする。また、頁数／全頁数を記入し、文字の最小サイズは11ポイントとすること。

(5) 提案内容

別紙「仕様書(案)」に記載の内容を踏まえ、以下の内容を包含した提案を行う。

ア 戦略策定支援

- (ア) 国外のサステナブルシティの選定方法及び必要なデータの調査・収集方法
- (イ) 北九州市に対する現状認識と課題の特定方法
- (ウ) 有識者の選定方法及び意見聴取の実施方法
- (エ) 有識者の意見や別に実施する市民意見の戦略案への集約・言語化・ビジュアル化手法
- (オ) グローバルに対して発信するためのプランニング

イ その他の提案や自由意見

(6) 業務見積書(様式2-⑦)

- ※ 当該様式以外の様式も可とする。その場合は、A4判1頁とすること。
- ※ 可能な限り、明細を記載すること。

10 プレゼンテーション(審査会)の実施

(1) 審査会実施日

令和7年4月24日(木) ※ 時間は、参加表明者に後日知らせる。

(2) 審査方法

提出された提案書等及びプレゼンテーションによる審査会を行い、最も評価点の高いものを受託候補者として特定する。

(3) 審査基準

別紙「評価項目」のとおり

(4) 審査結果の通知

令和7年4月25日(金)までに書面又は電子メールにより通知し、合わせて、北九州市のホームページで公表する。(公表は、同日に行われない場合がある。)
公表にあたっては、受託候補者については名称及び評価点を公表し、それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみを公表する。

11 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 応募資格がない場合
- (2) 提案書が所定の日時までには到着しない場合
- (3) プレゼンテーション(審査会)を欠席した場合
- (4) 提案に対して不正があると認められる場合
- (5) 1の提案事業者が2つ以上の提案を行った場合
- (6) その他提案に際し違法な行為があった場合

1 2 契 約

審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として特定し、委託契約締結に向け、事業内容詳細について協議を行う。その際、提案の一部を変更する場合がある。協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約を締結する。

- (1) 保証人を立てる必要はない。
- (2) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として、手続きを進め契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても同様とする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

1 3 その他事項

- (1) 予算その他本市の事情により、本事業を中止する場合がある。
- (2) 本提案に係る経費は、参加表明事業者負担とする。
- (3) 提出後、差し替え及び追加は不可とする。また、提出物は返却しない。
- (4) 提出物等に関する一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。（肖像権等の条件がある場合は、提案書に記述すること。）
- (5) 選定の如何にかかわらず、本件を通じて知りえた機密事項については、第三者に漏らしてはならない。

1 4 問い合わせ先

北九州市政策局政策部政策課 担当：白川、城水

TEL：093-582-2302 FAX：093-582-2176

メールアドレス：

組織改正に伴い、令和7年4月1日以降、メールアドレスが変更になるため、書類等の提出は、提出する時期によって以下のアドレスに送付するよう留意すること。

- ～令和7年3月31日まで：seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp
- 令和7年4月1日～ :seisaku-sustainability@city.kitakyushu.lg.jp